

広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業

公募型プロポーザル応募説明書

平成30年4月26日

地方独立行政法人 広島市立病院機構

## 第1章 本書の位置づけ

### 1-1 本書の位置づけ

本公募型プロポーザル応募説明書（以下、「プロポーザル説明書」という。）は、広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業を実施するにあたり、参加資格や企画提案書に係る審査・評価方法等の諸条件のほか、手続き等について応募者に公表するものである。

提出書類等の作成に当たっては、精読の上、遺漏の無いように努めること。

## 第2章 事業概要

### 2-1 事業内容

- (1) 事業名  
広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業
- (2) 場所  
広島市安佐北区亀山南一丁目
- (3) 事業期間
  - ① エネルギーサービス業務  
エネルギー供給開始日から、20年間とする。  
注）エネルギー供給開始日は、平成33年度を予定しているが、詳細は、新病院の建設スケジュールを踏まえ決定する。また事業契約締結までの調整の中で、事業期間を20年目の年度末までとする場合もある。
  - ② ファシリティマネジメント業務  
エネルギー供給開始日から、4年間とする（当初）。  
注）エネルギー供給開始日は、平成33年度を予定しているが、詳細は、新病院の建設スケジュールを踏まえ決定する。また契約締結までの調整の中で、事業期間を4年目の年度末までとする場合もある。
- (4) 事業の目的  
本事業は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「機構」という。）が実施する広島市立新安佐市民病院（仮称）の整備において、病院の本業である医療サービスへの経営資源の集中を図るとともに、事業者のノウハウを活用した省エネルギー・省コストの実現や専門性を活かした災害時等のエネルギー供給の安定性の向上、さらには、各年度の支出の平準化による安定経営の推進を図るため、広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業（以下、「本事業」という。）を導入する。
- (5) 事業の内容  
別紙「要求水準書」のとおり。
- (6) 関係法令等の遵守  
本事業を実施するにあたり、設計、設置及び維持管理・運営の企画提案内容は、要求水準書に示す関連法令、条例及び要綱等を遵守すること。
- (7) リスク分担  
原則として、事業に伴い発生するリスクについては事業者が負うものとする。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うものとする。  
事業者と機構のリスク分担については、別紙3のとおりとする。

## 第3章 プロポーザル参加に関する条件等

### 3-1 応募者の構成等

本事業に応募する事業者（以下、「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 単独企業又は共同事業体とする。
- (2) 共同事業体を構成する企業数の上限は3者とし、本事業の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- (3) 共同事業体を構成する企業（以下、「構成員」という。）の中から応募者を代表し、窓口となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めなければならない。
- (4) 共同事業体の各構成員の出資割合は、2者の場合は1者につき10分の3以上を、3者の場合は1者につき10分の2以上を必要とし、かつ代表企業の出資割合は他の

構成員の出資割合を下回らないこととする。

- (5) 共同事業体の構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。

### 3-2 プロポーザル参加資格

応募者（共同事業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 公示の日から受託候補者の選定日までの間において、営業停止処分又は都道府県及び地方自治体の競争参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (2) 公租公課を滞納していない者であること。
- (3) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けないものは除く。）。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 次に掲げる類似業務の履行実績を有すること。

#### ア 単独企業で参加する場合

平成 15 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 25,000 m<sup>2</sup>以上かつ 210 床以上の独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、私立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的医療機関（医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）のエネルギーサービス事業（電気、ガス等のエネルギーを自らが設計・設置・所有（保全を含む。）した設備を用いて、電気、冷水、温水、湯、蒸気等の加工エネルギーに変換して消費者に供給する事業。E S C O 事業を除く。）を受注した実績（公示日においてエネルギー供給を開始しているものに限る。）を有する者であること。

#### イ 共同事業体で参加する場合

代表企業が、前記アの実績を有すること。

#### (6) 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしているものであっても、本プロポーザルに参加できない。

ア 広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業プロポーザル審査委員会の委員

イ 前記アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

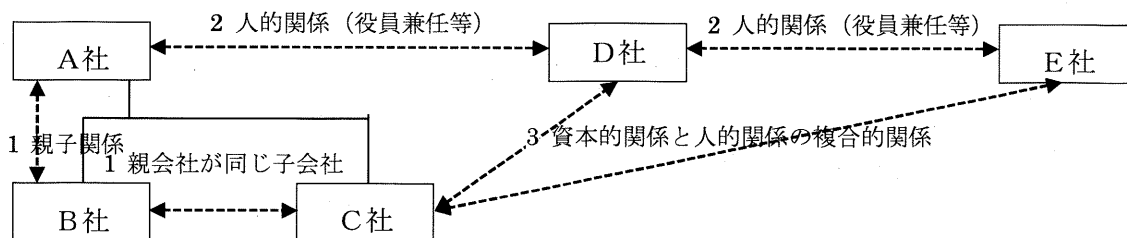
ウ 「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務」受注者から、契約書に基づき再委託を受けた者

エ 「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務」受注者に協力し、本事業に関する部分のシステム設計、設計計算等の協力を行った者

オ 機構契約規程実施要綱第 2 条の規定に該当する者

### 3-3 資本関係又は人的関係のある会社の参加制限について

一定資本関係又は人的関係のある会社が同一のプロポーザルへ参加することについては、公正な審査阻害される恐れがあることから、実行のある競争の確保の観点から以下のとおり応募を制限する。



※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの応募となる。ただし、A、B、C、D及びE社の中の2者もしくは3者で共同事業体を構成する場合は、1者の応募とみなす。

※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社の役員等を兼任している場合、同一の公募型プロポーザルへの参加が制限される。また、組合と組合の構成員である会社は同一の公募型プロポーザルへの参加が制限される。

※ 1について、子会社又は子会社的一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

※ 2について、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を兼任している場合を除いて、会社的一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

#### 第4章 優先交渉権者の決定等の手続き

##### 4-1 プロポーザル審査及び契約締結に係るスケジュール

公示から事業契約締結までは、次のスケジュールにより行う予定である。

表4-1

内 容		日 付
1	公示	平成30年 4月26日 (木)
2	参加資格確認申請に関する質問提出期限	平成30年 5月 8日 (火)
3	参加資格確認申請に関する質問への回答	平成30年 5月11日 (金)
4	参加資格確認申請書の提出期限	平成30年 5月16日 (水)
5	参加資格確認結果の通知 <sup>※1</sup>	平成30年 5月23日 (水)
6	企画提案書に関する質問の提出期限	平成30年 6月 1日 (金)
7	企画提案書に関する質問への回答	平成30年 6月12日 (火)
8	企画提案書の提出期限	平成30年 6月20日 (水)
9	ヒアリング日時のお知らせ	平成30年7月上旬頃
10	ヒアリング及び質疑	平成30年7月中旬頃
11	受託候補者の選定及び通知	平成30年7月中旬頃
12	受託候補者とならなかった場合等の理由の説明請求期限	11の通知の翌日から7日以内
13	受託候補者とならなかった場合等の理由の説明回答期限	12の請求の翌日から10日以内
14	基本協定締結	平成30年7月中旬頃
15	基本合意締結 <sup>※2</sup>	平成31年3月頃
16	事業契約締結	平成33年度 (予定)

※1 参加資格確認申請書の提出があれば、随時確認を行い、都度結果を通知する。

※2 基本合意書契約締結時期は、補助金活用の有無や補助金の交付決定状況により変更となる場合がある。

#### 4-2 プロポーザル説明書等の配布方法

機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は次により配布する。

- (1) 配布期間  
公示日から平成30年5月15日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。
- (2) 配布場所  
後記7-2の事業担当課
- (3) その他  
印刷の関係があるため、配布場所に来る場合には、あらかじめ後記7-2の事業担当課に電話連絡を行うこと。

#### 4-3 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限等

- (1) 提出期限  
公示日から平成30年5月16日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (2) 提出場所  
後記7-2の事業担当課
- (3) 提出方法  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号等)を作成し、添付書類とともに、持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。  
持参する場合には、あらかじめ後記7-2の事業担当課に電話連絡を行うこと。
- (4) 提出書類  
提出様式は、様式集のとおりとし、A4判フラットファイルに綴じこみ、表紙と背表紙に応募者名と「広島市立新安佐市民病院(仮称)エネルギーサービス事業公募型プロポーザル参加資格確認申請書」を記入すること。  
共同事業体で応募する場合、構成員の全てが会社概要書(様式第2号)、資本的関係・人的関係調書(様式第3号)、登記事項証明書、直近3期分の計算書類及び事業報告、納税証明書を提出すること。
- (5) 参加資格確認申請に関する質問の提出期限等
  - ア 提出期限  
平成30年5月8日(火)午後5時00分までとする。
  - イ 提出場所  
後記7-2の事業担当課
  - ウ 提出方法  
質問は、書面(参加資格確認申請に関する質問書:様式第5号)により行うこととし、電子メールにより提出すること。電子メールの場合は、送信後到達を電話で確認(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで)すること。
  - エ 質問送付先  
メールアドレス: [hirokokou-honbu@hcho.jp](mailto:hirokokou-honbu@hcho.jp) (本部事務局)  
件名は「広島市立新安佐市民病院(仮称)エネルギーサービス事業についての質

問（応募者名）」とする。

オ 質問に対する回答

応募者全員に対して直接回答する。

カ 質問内容は、参加資格確認申請に関する事項に限るものとする。

キ 質問書を提出できる回数は、応募者ごとに1回限りとする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知及び関連資料の配布

公募型プロポーザル参加資格確認申請書を受理後、随時、本事業の参加資格の確認を行う。当該審査結果は、応募者（共同事業体の場合は代表企業）に対して、受理した翌日から概ね6営業日以内に書面で通知するので、後記7-2に掲げる事業担当課に来課すること。

来課時には本事業用に必要部分を抜粋した次の資料を電子媒体にて提供する。

・広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務 成果品 一式

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた応募者（共同事業体の場合は代表企業）は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む。）以内に書面を提出することにより、応募資格がないと認めた理由についての説明を求められることができる。

機構は説明を求められたときは、説明を求めた応募者（共同事業体の場合は代表企業）に対して、書面を受理した日の翌日から、10日（休日を含む。）以内に書面により回答する。

ア 提出方法

簡易書留郵便によるものとする。

イ 提出先

後記7-2に掲げる事業担当課とする。

#### 4-4 企画提案書の提出期限等

(1) 企画提案書の作成と提出

プロポーザル説明書別紙1 企画提案書作成要領により作成すること。公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知において、参加資格が認められた者以外の者は、企画提案書の提出を行うことができない。

(2) 提出期限

平成30年6月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

持参する場合には、あらかじめ後記7-2の事業担当課に電話連絡を行うこと。

(4) 提出先

後記7-2に掲げる事業担当課とする。

(5) 企画提案書に関する質問の提出期限等

ア 提出期限

公募型プロポーザル参加資格結果の通知日以降、随時質問の受付を行う。提出期限は、平成30年6月1日（金）午後5時00分までとする。

イ 提出場所

後記7-2の事業担当課

ウ 提出方法

質問は、書面（企画提案書に関する質問書：様式企第15号）により行うこととし、電子メールにより提出すること。電子メールの場合は、送信後到達を電話で確認（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで）すること。

エ 質問送付先

メールアドレス：hirokikou-honbu@hcho.jp（本部事務局）

件名は「広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業企画提案書に関する質問」とする。

オ 質問に対する回答

書面を受理した翌日から、概ね10営業日以内に、応募者全員に対して直接回答する。

カ 質問書を提出できる回数は、応募者ごとに1回限りとする。

(6) 企画提案書受理後のヒアリング日時のお知らせ

機構は企画提案書を受理後、ヒアリング（後記5-3参照）の開催日時等を応募者に書面で通知する。

なお、応募が無効に該当する場合には、無効である旨を応募者に書面で通知するものとする。また、ヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。

(7) 企画提案書が無効であることの理由の説明

企画提案書が無効である旨の通知を受けた応募者（共同事業体の場合は代表企業）は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む。）以内に書面により、機構に対して理由の説明を求められることができる。機構は説明を求めた応募者（共同事業体の場合は代表企業）に対して、説明を請求された日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に書面により回答するものとする。

ア 提出方法

簡易書留郵便によるものとする。

イ 提出先

後記7-2に掲げる事業担当課とする。

#### 4-5 応募にあたっての留意事項

(1) 応募説明書等の承諾

応募者は、プロポーザル説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

(2) 公正な応募の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（平成22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(3) 応募の辞退

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出以降において、応募を辞退する場合、応募者（共同事業体の場合は代表企業）は、企画提案書の提出期限までに、参加辞退届書（様式第6号）を後記7-2に掲げる事業担当課へ提出すること。

また、応募者が当該提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出書類の取扱い

ア 秘密保持

機構は、企画提案書等の内容は、参加資格の確認及び企画提案内容の評価目的として使用する以外に応募者に無断で使用することはしない。また、その内容は、提



案概要書を除き、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、受託候補者の企画提案については、採用した理由の説明を求められた場合に、他者に比べ優位な点を公表することがある。また、広島市情報公開条例第7条に基づき、開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に開示する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、企画提案を行った応募者が負う。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

エ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提出書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(5) 機構の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む）は、機構が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。第三者への提供及び電子データの複製は一切禁止する。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

ア 前記第3章に定める要件を欠くに至った者が行った応募

イ 指定の日時、指定の場所に必要書類を提出しなかった応募

ウ 記名押印のない書類による応募

エ 同一応募者のした2つ以上の応募

オ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載された応募者の、代表企業以外の者が行った応募

カ 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合の応募

キ 要求水準書の条件に違反した企画提案書での応募

ク 誤字、脱字、白紙等により意思表示が不明確な応募

ケ 上記アからクに掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

(7) 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により公募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の談合を疑い、不正不穏行動等により公募を公正に執行できないと認められるときは、公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、当該取りやめ等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

## 第5章 審査方法等

### 5-1 受託候補者の選定方法

応募者がプロポーザル説明書等に規定する参加資格を有しており、かつ、企画提案書の提案内容が、技術的観点から機構が定める要求水準等を満足する応募者の中から、受託候補者を選定する。

### 5-2 審査委員会の設置

本事業を行うにあたり、応募者の企画提案書を受託候補者選定基準に基づき審査し、受託候補者を選定するため、広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員は次の者をもって構成する。

氏名	職名（職業）等
影本 正之	広島市立病院機構 理事長
松村 司	広島市立病院機構 副理事長（兼）本部事務局長
土手 慶五	広島市立安佐市民病院 副院長（建替担当）
浜田 祐二	広島市立安佐市民病院 事務長
白石 一行	広島市健康福祉局 保健部 次長
神田 裕	広島市都市整備局 営繕部 設備担当部長
小金井 真	山口大学 大学院 創成科学研究科 教授
金田一 清香	広島大学 大学院 工学研究科 准教授

### 5-3 ヒアリング等の実施

企画提案書に関するヒアリングを平成30年7月中旬頃に実施する予定であるが、詳細な日時、内容等は、別途通知する。ヒアリングは、応募者によるプレゼンテーション及び委員会の委員からの質疑の形態とする。

### 5-4 受託候補者選定基準

受託候補者選定基準（プロポーザル説明書別紙2）で示す評価基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

### 5-5 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

### 5-6 審査結果の公表

基本協定の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む）及び提案概要を機構のホームページにおいて公表する。

### 5-7 受託候補者とならなかった場合の理由の説明

受託候補者とならなかった者は、その理由について疑義がある場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に、書面により機構に対して理由の説明を求めることができる。市は、説明を請求された日の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に、書面により回答するものとする。また、企画提案書が要求水準書等を満たしておらず、失格となった場合もこの場合を含める。

## 第6章 受託候補者選定後の手続き

### 6-1 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に選定された者は、本事業の優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、

次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

## 6-2 契約の流れ

機構と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、基本協定を締結する。基本協定は優先交渉権者決定後に配布する「基本協定書（案）」を基に決定する。

基本協定の締結後は、設計業務完了後、エネルギーサービス設備着工前までに、基本合意を締結する。エネルギーサービス設備完成後、供給開始前までに事業契約を締結する。基本合意及び事業契約の内容については機構と優先交渉権者が協議を行った上で決定する。

## 6-3 基本協定の締結

### (1) 基本協定の締結

機構と優先交渉権者は、本事業に係る事業契約の締結等に向け、両者の義務についての規定及び事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めた基本協定を締結する。基本協定には、少なくとも次の項目について規定する。

ア 基本的合意（企画提案書の内容遵守、準備行為の義務）

イ 事業契約締結への努力義務

### (2) 基本協定締結にかかる担当部署

後記7-2に掲げる事業担当課とする。

## 6-4 基本合意の締結

### (1) 基本合意の締結

機構と優先交渉権者は、設計業務完了後、機構が有する本事業に係る基本合意書（案）に基づき、施工内容、施工条件等の協議を行い、両者の義務についての規定及び事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めた基本合意を締結する。

### (2) 基本合意締結にかかる担当部署

後記7-2に掲げる事業担当課とする。

## 6-5 事業契約の締結

### (1) 事業契約の締結

機構と優先交渉権者は、機構が有する本事業に係る事業契約書（案）に基づき協議を行い、設計内容を踏まえた事業計画、事業開始日、事業契約期間中の支払金額及び支払条件等について合議し、本事業に係る契約書等を作成した上で、改めて見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

当該金額については、企画提案時に提出した事業費（エネルギーサービス業務事業費においては光熱費を含まない事業費）以下を基本するが、追加サービス提案の採用や要求水準の変更等の設計変更があった場合は、機構と協議できる。

なお、エネルギーサービス業務とファシリティマネジメント業務は、別々に契約を行う予定である。

### (2) 事業契約締結にかかる担当部署

後記7-2に掲げる事業担当課とする。

### (3) 事業契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者が遂行すべき業務内容、支払い条件及び損害賠償等を定める。

### (4) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

#### (5) 契約保証金

事業契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険を締結して、機構に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、履行保証保険が当初3か年度以上の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む）までをその保険期間とするものでなければならず、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日（当日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い同項各号に掲げる日でない日。）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（1年間又は複数年間）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに契約額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、契約を解除する場合がある。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、事業契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

エネルギーサービス業務とファシリティマネジメント業務は、別々に契約を行う予定であるため、契約ごとに契約保証金を要する。

#### (6) 支払条件

- ① エネルギーサービス業務費用  
エネルギー供給開始後、業務期間内において、毎月払いとする。
- ② ファシリティマネジメント業務費用  
ファシリティマネジメント業務開始後、業務期間内において、毎月払いとする。

### 6-6 次点交渉権者との協議

- (1) 優先交渉権者と基本協定、基本合意又は事業契約が成立しない場合  
機構は、優先交渉権者と基本協定書、基本合意書又は事業契約書の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。
- (2) 各契約の締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合  
第3章で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

## 第7章 その他

### 7-1 契約担当課

地方独立行政法人 広島市立病院機構

本部事務局 安佐市民病院整備室

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（安佐市民病院内）

TEL : 082-815-6792 E-mail : hirokikou-honbu@hcho.jp

### 7-2 事業担当課

上記7-1と同じ。

### 7-3 その他

- (1) 委員会の委員に対する不当な働きかけ（挨拶訪問を含む。）は、一切禁止する。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成、その他本事業への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 応募者は、機構が採用を決定した企画提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること。また、応募者の責により企画提案書の提案事項が達成できない場合は、機構と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

なお、企画提案書の提案事項を達成する意志が応募者に認められないなど、企画提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。